

原発事故時、自主的避難等対象区域（相馬市）の実家に里帰り出産のため帰省し滞在していた申立人母について、帰省した平成23年2月半ばから原発事故のため神奈川県へ帰宅するまで約1か月にわたり実家に滞在していたことから、自主的避難等対象者と認定して60万円（中間指針第五次追補の定める自主的避難等に係る損害の目安額40万円及び東京電力の平成24年2月28日付けプレスリリースによる避難に伴う費用20万円）の賠償が認められるとともに、原発事故後、臨月であったにもかかわらず、出産予定の病院等から分娩を断られたため、いつ出産が間近に迫るか分からない不安を抱えながら自家用車及び公共交通機関を乗り継いで長時間かけて帰宅せざるを得なかったことを考慮して、精神的損害（一時金）30万円の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）とは、次のとおり和解する。

1 損害項目

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の期間における下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 自主的避難等に係る損害	自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日	60万円
2 精神的損害（一時金）		30万円

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し90万円を支払う。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年1月29日

（仲介委員 廣瀬 健一郎）